居宅介護支援重要事項説明書

1．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

・担当部署　白馬村保健福祉ふれあいセンター内　電話０２６１－７２－３６０１
携帯０９０-９３５７-８８９８

・受付時間　月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分

※　ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2．白馬村社協居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	白馬村社協居宅介護支援事業所
所在地	長野県北安曇郡白馬村大字北城７０２５番地 白馬村保健福祉ふれあいセンター内
介護保険事業者指定番号	２０７２９００７１１　平成２５年４月１日指定
サービス提供地域	白馬村、小谷村、大町市美麻、大町市平

（2）同事業所の職員体制

区分	常勤	業務内容	計
管理者	１名	全般	１名
介護支援専門員	１名（内１名管理者兼務）	サービスの相談・調整	１名

（3）営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
営業時間	午前８時３０分から午後５時１５分

（4）開設者等

名称	社会福祉法人　白馬村社会福祉協議会
事務所所在地	長野県北安曇郡白馬村大字北城７０２５番地
代表者の職・氏名	会長　吉田　久夫

3．居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

１　居宅サービスの作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

①　利用者の居宅を訪問して利用者及び家族に面接し、情報を収集することにより解決すべき課題を把握します。

②　当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容・利用料等の情報を公正中立な立場で適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③　提供されるサービスの目標・その達成時期、サービスを選択するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④　利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた

理由についても説明を求めることができます。
⑤　その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

2　経過観察・再評価
居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。
①　利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
②　居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
③　利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援・要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

3　虐待の防止について
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じます。

4．利用料金

（1）利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※　保険料の滞納等により料金支払い方法や負担額に変更が生じる場合があります。

区　　分	料　　金	特別地域加算	利用料合計
要介護１・２	１０，８６０円	１，６２９円	１２，４８９円
要介護３～５	１４，１１０円	２，１２０円	１６，２３０円

ただし、１ヶ月に１度も介護支援専門員が訪問しなかった場合は、料金が減額されます。

（2）各種加算

初回加算　　３００単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）２５０単位/月（１人につき１回を限度）
入院時情報連携加算（Ⅱ）２００単位/月（１人につき１回を限度）
退院・退所加算　　４５０単位～/月（入院・入所期間中１回を限度、初回加算を算定する場合は当該加算を算定しない）
通院時情報連携加算　　５０単位/月

（3）交通費

２．（１）に規程するサービス提供地域外は交通費実費が必要です。

（4）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5．当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営の方針

・　利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立ち公正中立に居宅介護支援を提供します。
・　利用者のみなさまとの情報交換を密にし、状況に応じた適切な援助を提供します。そのための介護支援専門員の研修を随時実施し、介護支援専門員の資質向上に努めます。

（2）居宅介護支援の実施概要等

・　日本社会福祉士会方式等を用いてアセスメントを行い、日常生活を通じて利用者・介護者の方が抱える問題点や必要とされる援助を把握し、長期的及び短期的に効果的なサービスを調整・提供します。

（3）サービス利用のために下記の事項をご参照ください

事　　項	備　　考
調査（課題把握）の方法	社団法人日本社会福祉士会方式等による。
介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員研修会に参加しています。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	無料です。

6．サービス内容に関する苦情

（1）当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。当事業所のほか、下記の場所でも受け付けております。

・白馬村地域包括支援センター　（担当：センター長）電話０２６１－７２－６６６７
月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分

・白馬村役場健康福祉課　（担当：課長）電話０２６１－７２－５０００
月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分

・大町市役所福祉課　高齢者・介護保険係　電話０２６１－２２－０４２０
月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分

・小谷村役場 住民福祉課　福祉係　電話０２６１－８２－２００１
月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分

・長野県国民健康団体連合会 介護保険課　電話０２６－２３８－１５８０
月曜日から金曜日（国民の祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分

※北アルプス広域連合の相談・苦情窓口にも苦情を伝えることができます。

7．虐待防止

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底
・虐待防止の為の指針の整備
・虐待防止の為の研修会を定期的に実施
・虐待防止責任者の設置

■虐待防止担当者　髙橋　薫
■虐待防止責任者　局長　長澤　肇

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　長野県北安曇郡白馬村大字北城７０２５番地
名　称　白馬村社協居宅介護支援事業所　　印

説明者　氏　名　　髙橋　薫　　印
（白馬村社協居宅介護支援事業所所属）

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者　住　所　長野県北安曇郡白馬村大字　　城　　番地

氏　名　　印

代理人　住　所

氏　名　　印

※本書と同時に「契約書」にも署名・押印をいただき、それをもって契約開始となります。